

◆事業所(民営)の推移

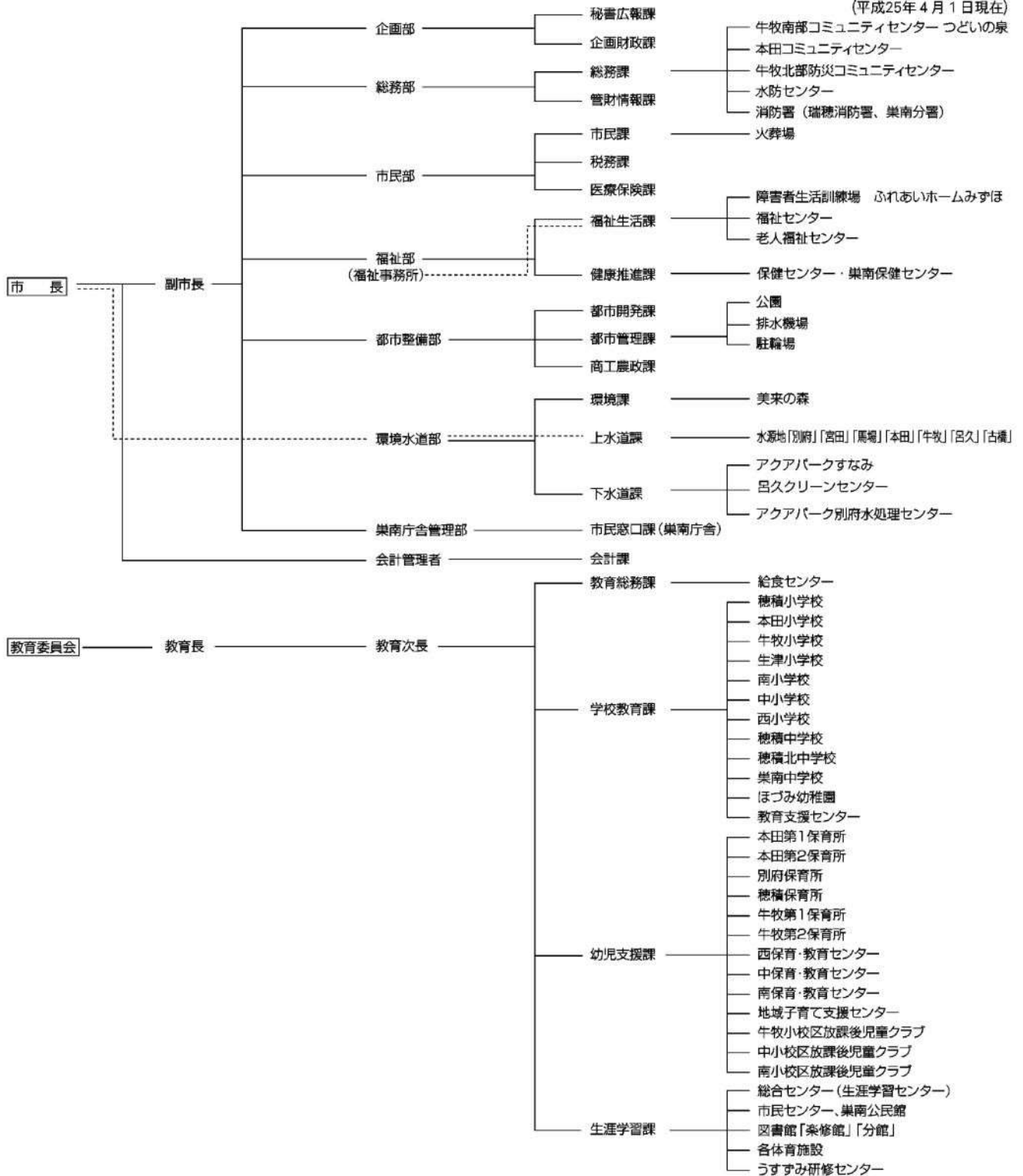
(単位:事業所、人 各年10月1日現在、平成16年は6月1日現在、平成21年7月1日現在、平成24年2月1日現在)

産業分類		平成13年		平成16年		平成18年		平成21年		平成24年	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総数	穂積町	1,584	14,830	1,890	17,770	1,965	18,091	2,027	18,718	1,869	16,698
	巢南町	341	2,690								
	計	1,925	17,520								
農業、林業、 漁業	穂積町	1	53	10	218	11	156	9	122	8	131
	巢南町	7	137								
	計	8	190								
鉱業、採石業、 砂利採取業 [鉱業]	穂積町	1	16	2	20	1	14	2	21	2	13
	巢南町	—	—								
	計	1	16								
建設業	穂積町	164	1,186	223	1,457	243	1,479	252	1,596	221	1,394
	巢南町	53	252								
	計	217	1,438								
製造業	穂積町	237	3,736	289	5,217	274	4,343	263	4,276	241	3,764
	巢南町	93	1,271								
	計	330	5,007								
電気・ガス・ 熱供給・水道業	穂積町	—	—	1	6	1	8	1	9	0	0
	巢南町	1	9								
	計	1	9								
情報通信業				6	22	8	24	9	35	5	10
運輸業、 通信業[運輸業]	穂積町	61	1,441	57	1,701	63	1,545	61	1,479	60	1,341
	巢南町	7	134								
	計	68	1,575								
卸売業、小売業 [卸売・小売業]	穂積町	600	4,183	431	3,042	446	3,834	433	3,544	396	3,204
	巢南町	77	377								
	計	677	4,560								
金融・保険業	穂積町	22	272	22	376	24	339	29	354	29	367
	巢南町	2	16								
	計	24	288								
不動産業、 物品賃貸業 [不動産業]	穂積町	103	222	139	259	139	348	161	484	157	501
	巢南町	5	11								
	計	108	233								
学術研究、 専門・技術サービス業								69	307	69	252
宿泊業、 飲食サービス業 [飲食店・宿泊業]				212	1,281	212	1,343	205	1,766	190	1,540
生活関連サービス業、 娯楽業								166	737	164	674
教育・ 学習支援業				57	1,169	67	1,217	79	1,004	65	664
医療・福祉				75	863	89	1,155	102	1,399	99	1,294
複合サービス事業				9	57	13	150	6	74	6	74
他に分類されない サービス業 [サービス業]	穂積町	395	3,721	357	2,082	374	2,136	180	1,511	157	1,475
	巢南町	96	483								
	計	491	4,204								

※平成20年より産業分類項目が変更されました。[]は平成20年以前の産業分類項目です。(資料:企画財政課、事業所・企業統計調査・経済センサス基礎調査)

行政・議会

(平成25年4月1日現在)



議 会

選挙管理委員会

監査委員

農業委員会

土地開発公社

公平委員会 (もとす広域連合で共同設置)

組織配置図

庁舎名	部、課、事務局等
穂積庁舎	企画部、総務部、市民部、福祉部、会計課、議会事務局、監査委員事務局
嶺南庁舎	都市整備部、環境水道部、教育委員会、嶺南庁舎管理部

(資料:秘書広報課)

◆歴代市長

氏 名	就任期間
松野 幸信	平成15年6月1日～平成19年5月31日
堀 孝正	平成19年6月1日～

◆歴代副市長(助役を含む)

氏 名	就任期間
福野 寿英	平成15年7月1日～平成19年6月5日
豊田 正利	平成20年1月1日～平成23年6月30日
奥田 尚道	平成23年7月1日～

◆歴代議長

氏 名	就任期間
吉本 幸一	平成15年5月13日～平成16年4月30日
土屋 勝義	平成16年5月11日～平成18年6月1日
藤橋 礼治	平成18年6月1日～平成20年4月30日
小川 勝範	平成20年5月8日～平成23年6月3日
星川 睦枝	平成23年6月3日～平成24年4月30日
藤橋 礼治	平成24年5月1日～平成25年6月7日
星川 睦枝	平成25年6月7日～

◆歴代副議長

氏 名	就任期間
澤井 幸一	平成15年5月13日～平成16年4月30日
星川 睦枝	平成16年5月11日～平成18年6月1日
小川 勝範	平成18年6月1日～平成20年4月30日
広瀬 時男	平成20年5月8日～平成22年6月1日
星川 睦枝	平成22年6月1日～平成23年6月3日
若園 五朗	平成23年6月3日～平成24年4月30日
広瀬 時男	平成24年5月1日～平成25年6月7日
棚橋 敏明	平成25年6月7日～

◆市議会議員

議席番号	氏 名	所属常任委員会
1	堀 武	文教厚生
2	くまがいさちこ	文教厚生
3	西岡 一成	産業建設
4	庄田 昭人	産業建設
5	森 治久	総 務
6	棚橋 敏明	総 務
7	広瀬 武雄	文教厚生
8	松野藤四郎	文教厚生
9	広瀬 捨男	文教厚生
10	古川 貴敏	総 務
11	河村 孝弘	産業建設
12	清水 治	総 務
13	若井 千尋	総 務
14	若園 五朗	文教厚生
15	広瀬 時男	産業建設
16	小川 勝範	産業建設
17	星川 睦枝	産業建設
18	藤橋 礼治	総 務
19		

※欠員1名

(資料：議会事務局)

◆市議会本会議開催及び付議件数

	招集回数		会期日数	市長提出議案件数				議員提出議案件数		議員派遣
	定例会	臨時会		条例	予算	決算	その他	条例その他	決議・意見書	
平成20年	4	3	68	42	30	8	33		15	2
平成21年	4	4	79	20	39	9	33		9	2
平成22年	4	4	89	38	34	9	13		12	2
平成23年	4	2	88	25	33	8	14	2	6	4
平成24年	4	3	86	40	30	7	26	1	12	4

(資料:議会事務局)

◆市議会における委員会等開催数

委員会名	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
常任委員会	17	19	27	19	15
総務委員会	7	6	15	5	4
産業建設委員会	4	3	4	6	3
厚生委員会	3	6	4	4	4
文教委員会	3	4	4	4	4
議会運営委員会	11	18	21	21	16
特別委員会	26	11	19	27	12

(資料:議会事務局)

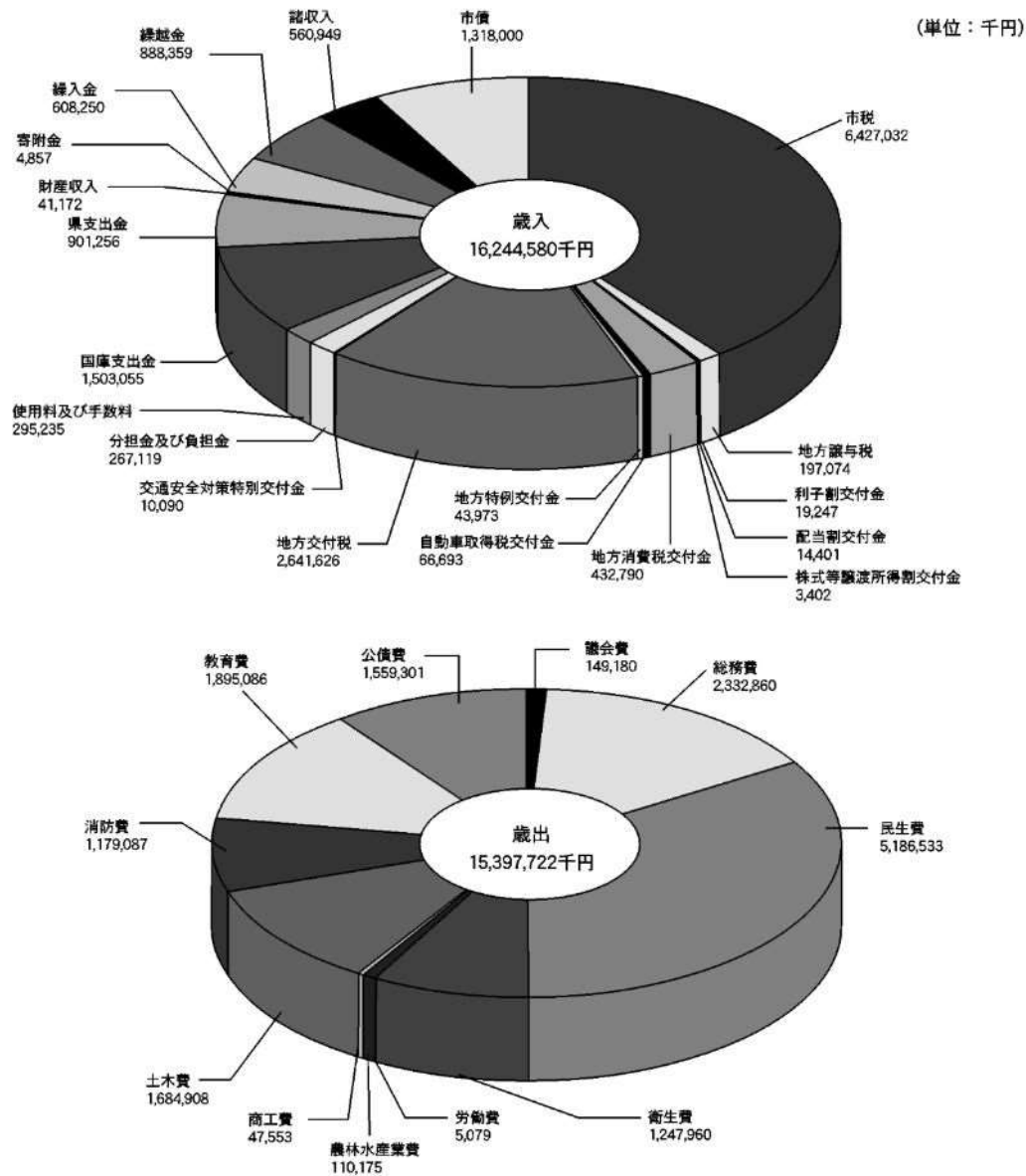
◆部門別職員数の推移

(単位:人 各年度4月1日現在)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般行政	議 会	4	4	3	3	3
	総 務	59	61	60	60	71
	税 務	18	18	18	18	18
	農水・労働・商工	7	8	7	7	7
	土 木	27	23	22	21	20
	民 生	122	127	124	127	128
	衛 生	20	20	22	20	21
	計	257	261	256	256	268
特別行政	教 育	57	55	60	61	59
消 防	消 防	48	56	62	69	70
公営企業等	水 道	7	7	7	7	7
	その他	15	15	15	16	16
	計	22	22	22	23	23
総合計		384	394	400	409	420

(資料:秘書広報課)

◆一般会計決算(平成24年度)



(資料：企画財政課)

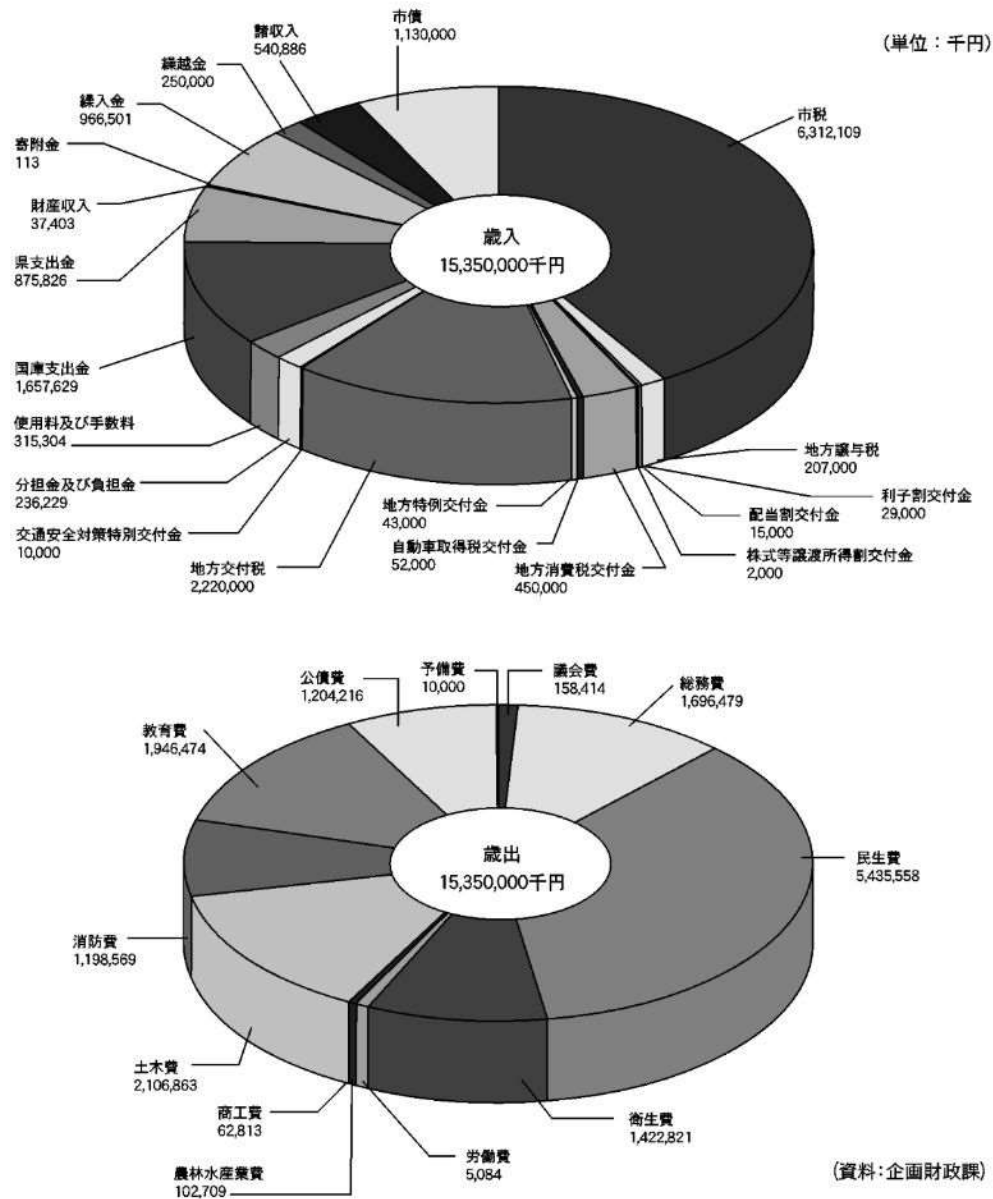
◆会計別決算総括

(単位：千円)

区 分	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
一 般 会 計	17,207,476	16,074,745	16,345,018	15,456,659	16,244,580	15,397,722
国民健康保険事業特別会計	4,552,459	4,279,816	4,547,925	4,252,844	4,776,679	4,485,644
後期高齢者医療事業特別会計	334,838	326,473	336,078	332,918	358,532	354,610
老人保健事業特別会計	680	629	—	—	—	—
学校給食事業特別会計	271,471	269,710	277,602	276,130	283,036	279,904
下水道事業特別会計	176,586	168,704	169,293	163,520	167,652	160,405
農業集落排水事業特別会計	23,083	21,165	24,350	22,435	24,746	22,684
水道事業会計	収益の事業	462,886	378,627	461,798	399,883	392,198
	資本の事業	69,021	364,287	76,102	318,857	269,460
合 計	23,098,504	21,884,156	22,238,167	21,223,245	22,383,107	21,362,627

(資料：企画財政課、上水道課)

◆一般会計当初予算(平成25年度)



◆会計別当初予算総括

(単位:千円)

区 分	平成24年度		平成25年度		増減額	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
一 般 会 計	15,150,000	15,150,000	15,350,000	15,350,000	200,000	200,000
国民健康保険事業特別会計	4,462,185	4,462,185	4,569,852	4,569,852	107,667	107,667
後期高齢者医療事業特別会計	368,531	368,531	371,595	371,595	3,064	3,064
学校給食事業特別会計	288,961	288,961	297,577	297,577	8,616	8,616
下水道事業特別会計	177,519	177,519	194,486	194,486	16,967	16,967
農業集落排水事業特別会計	26,991	26,991	29,877	29,877	2,886	2,886
水道事業会計	収益の事業	467,545	470,431	450,067	2,886	16,727
	資本の事業	66,208	63,709	386,017	△2,499	△36,474
合 計	21,007,940	21,330,018	21,347,527	21,649,471	339,587	319,453

(資料:企画財政課、下水道課)

◆市債の状況

(単位:千円)

区 分		平成21年度末現在高	平成22年度末現在高	平成23年度末現在高	平成24年度末現在高
一 般 会 計		11,782,006	12,979,069	12,790,491	12,687,726
特 別 会 計	下 水 道 事 業	2,040,909	1,956,895	1,877,600	1,797,613
	農 業 集 落 排 水 事 業	136,531	129,723	122,706	115,472
	下水道(コミ・プラ)事業	1,282,595	一般会計に含む(1,120,769)	一般会計に含む(958,025)	一般会計に含む(583,866)
水 道 事 業 会 計		1,136,733	1,080,822	1,023,075	963,416
合 計		16,378,774	16,146,509	15,813,872	15,564,227

(資料:企画財政課・下水道課)

◆市有財産の状況

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
土 地(㎡)	行 政 財 産	668,954.20	676,042.05	682,272.48	701,284.43
	普 通 財 産	1,206,478.40	1,207,771.38	1,207,671.38	1,206,595.43
	合 計	1,875,432.60	1,883,813.43	1,889,943.86	1,907,879.86
建 物(㎡)	行 政 財 産	154,974.70	154,535.10	154,104.55	154,296.53
	普 通 財 産	839.42	839.42	839.42	839.42
	合 計	155,814.12	155,374.52	154,943.97	155,135.95
有価証券(円)		21,253,000	21,253,000	21,253,000	21,253,000
株 券		36,879,218	38,196,000	38,241,100	41,286,100
出資による権利 (円)					

(資料:管財情報課・企画財政課)

◆基金の状況

(単位:千円)

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一 般 会 計	積 立 基 金	8,422,023	8,629,080	9,122,200	9,266,101
	定額運用基金	188,345	188,566	188,708	193,842
	小 計	8,610,368	8,817,646	9,310,908	9,459,943
国民健康保険事業 特 別 会 計	積 立 基 金	380,799	496,225	496,576	496,916
	定額運用基金	4,000	4,000	4,000	3,000
	小 計	384,799	500,225	500,576	499,916
下水道事業特別会計		65,457	48,742	32,982	17,101
合 計		9,060,624	9,366,613	9,844,466	9,976,960

※平成24年度の積立基金には、出納整理期間中に積立を行った236,882千円を含んでいます。

(資料:企画財政課)

◆市税収入状況

(単位:千円)

		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額	調定額	収入済額
市 税		7,062,348	6,722,726	6,910,466	6,563,017	6,704,049	6,394,183	6,715,175	6,414,147	6,748,279	6,427,032
現 年 課 税 分		6,798,423	6,668,098	6,586,339	6,465,086	6,401,876	6,297,370	6,445,709	6,340,889	6,472,960	6,364,394
滞 納 繰 越 分		263,925	54,628	324,127	97,931	302,173	96,813	269,466	73,258	275,319	62,638
市 民	税	3,376,619	3,151,510	3,282,680	3,052,177	3,079,187	2,880,126	3,034,885	2,852,771	3,189,541	3,010,640
	個 人	2,806,170	2,719,969	2,783,704	2,707,436	2,486,376	2,428,400	2,443,621	2,390,669	2,603,738	2,550,206
	法 人	404,495	401,913	285,169	283,705	391,155	389,432	418,526	416,784	421,166	419,872
	計	3,210,665	3,121,882	3,068,873	2,991,141	2,877,531	2,817,832	2,862,147	2,807,453	3,024,904	2,970,078
滞 納 繰 越 分		165,954	29,628	213,807	61,036	201,656	62,294	172,738	45,318	164,637	40,562
固 定 資 産 税	税	3,321,829	3,215,631	3,273,030	3,164,357	3,267,520	3,164,729	3,282,134	3,171,339	3,153,005	3,019,362
	純 固 定 資 産 税	3,228,781	3,189,760	3,167,828	3,126,752	3,171,650	3,129,531	3,189,920	3,142,441	3,047,614	2,996,567
	交付金・納付金	2,403	2,403	2,373	2,373	2,284	2,284	2,246	2,246	2,187	2,187
	計	3,231,184	3,192,163	3,170,201	3,129,125	3,173,934	3,131,815	3,192,166	3,144,687	3,049,801	2,998,754
滞 納 繰 越 分		90,645	23,468	102,829	35,232	93,586	32,914	89,968	26,652	103,204	20,608
軽 自 動 車 税	税	85,567	77,252	89,348	81,075	91,239	83,225	93,236	85,117	96,706	88,003
	現 年 課 税 分	78,241	75,720	81,857	79,412	84,308	81,620	86,476	83,829	89,228	86,535
	滞 納 繰 越 分	7,326	1,532	7,491	1,663	6,931	1,605	6,760	1,288	7,478	1,468
市 た ば こ 税		278,333	278,333	265,408	265,408	266,103	266,103	304,920	304,920	309,027	309,027

(資料:税務課)

◆財政指標の状況

(単位:千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
基 準 財 政 収 入 額	5,931,982	5,775,908	5,437,388	5,542,813	5,530,840
基 準 財 政 需 要 額	6,990,770	6,913,288	6,841,453	7,114,383	7,151,480
標 準 税 収 入 額 等	7,679,622	7,475,580	7,002,556	7,109,081	7,128,044
標 準 財 政 規 模	9,734,123	9,866,590	10,129,062	10,311,220	10,390,443
財 政 力 指 数 (3 年 平 均 値)	0.881	0.854	0.826	0.803	0.782
経 常 収 支 比 率	87.8%	90.2%	84.3%	82.4%	81.6%

※標準財政規模は臨時財政対策債発行可能額を含む

(資料:企画財政課)

◆財政健全化判断比率の状況

(単位:%)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平 成 22 年 度	— (13.31)	— (18.31)	4.2 (25.0)	— (350.0)
平 成 23 年 度	— (13.28)	— (18.28)	3.7 (25.0)	— (350.0)
平 成 24 年 度	— (13.27)	— (18.27)	3.0 (25.0)	— (350.0)

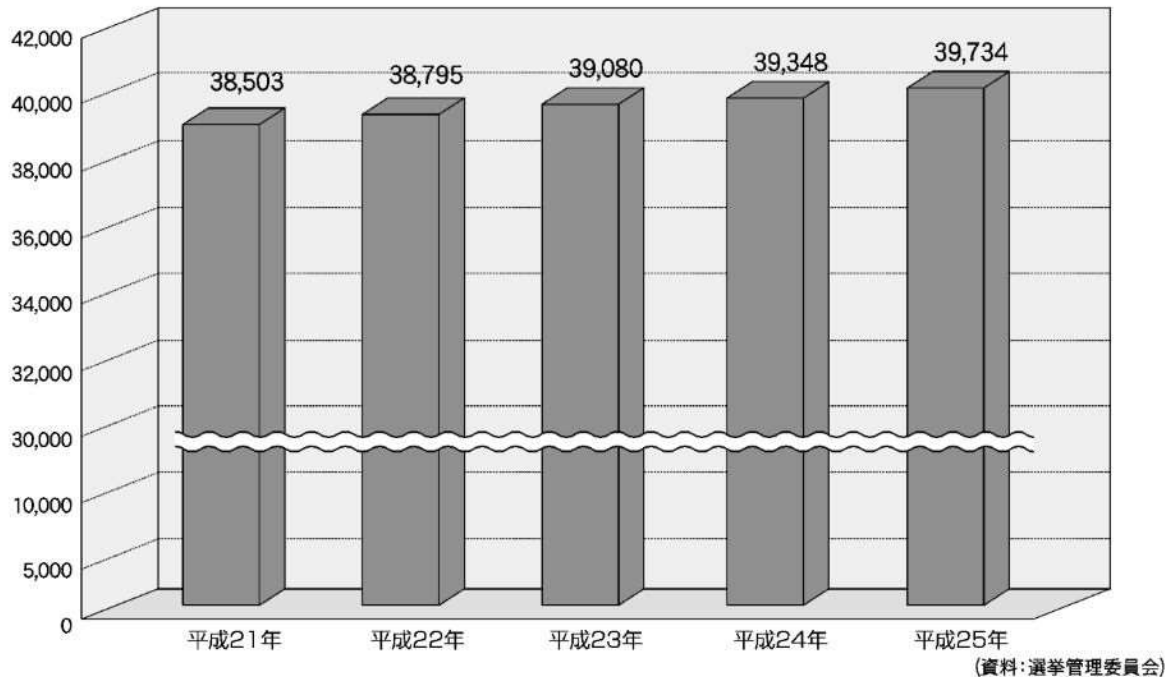
※実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載。

(資料:企画財政課)

※括弧内に早期健全化基準を記載。

選挙

◆選挙人名簿登録者数の推移（各年6月1日定時登録）



◆各種選挙における投票状況

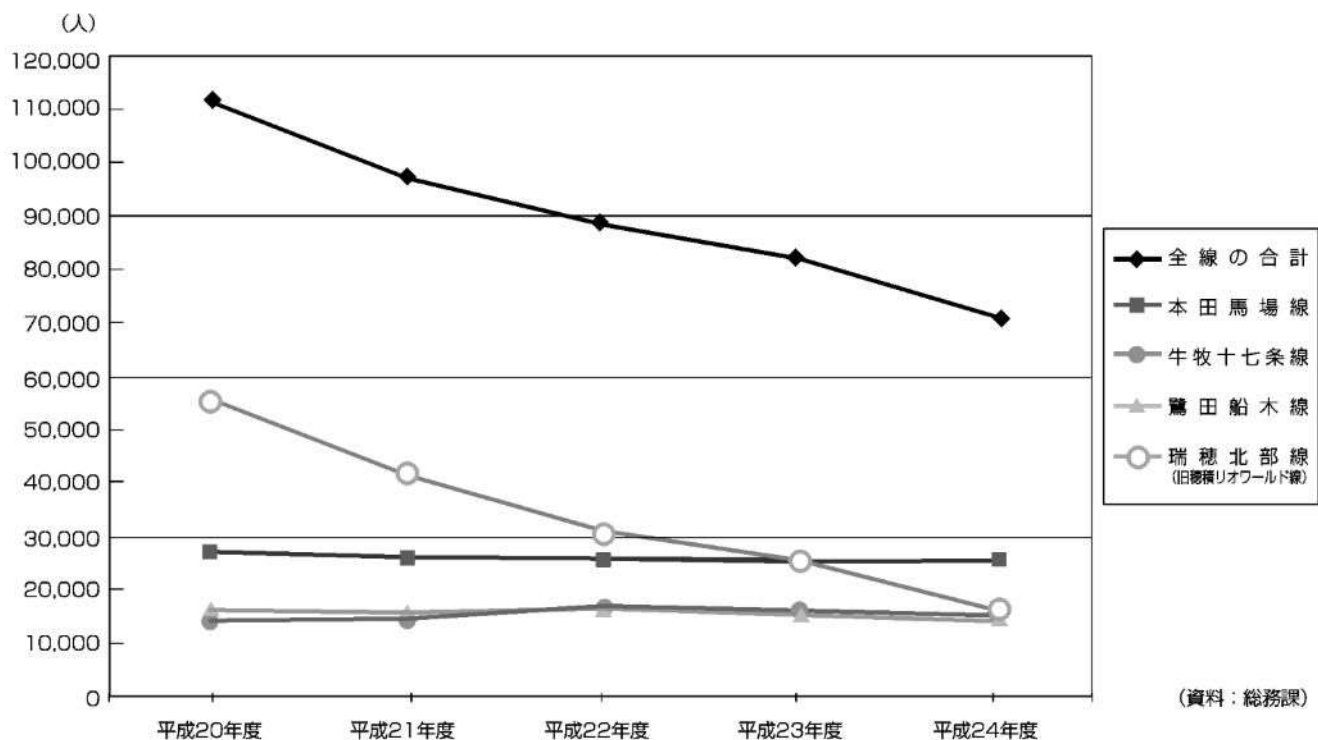
種 類 別	執行年月日	当日の有権者数 (人)	投票者数 (人)	投票率 (%)		
				男	女	平均
首長選挙	平成15年 6月 1日	34,859	18,867	51.99	56.21	54.12
	平成19年 4月22日	36,682	18,824	50.14	52.46	51.32
	平成23年 4月24日	38,267	17,108	44.16	45.24	44.71
議会議員選挙	平成16年 4月11日	35,534	21,835	58.66	64.17	61.45
	(補欠) 平成19年 4月22日	36,682	18,816	50.10	52.45	51.29
	平成20年 4月20日	37,275	21,455	55.33	59.72	57.56
	平成24年 4月15日	38,542	19,723	49.44	52.85	51.17
県知事選挙	平成17年 1月23日	36,459	13,280	36.33	36.51	36.42
	平成21年 1月25日	38,061	11,591	30.39	30.52	30.45
	平成25年 1月27日	39,279	10,997	28.52	27.49	28.00
県議会議員選挙	平成19年 4月 8日	37,157	15,199	40.73	41.08	40.90
	平成23年 4月10日	38,566	14,874	38.41	38.72	38.57
衆議院議員選挙 (小選挙区)	平成15年11月 9日	35,796	20,650	57.69	57.69	57.69
	平成17年 9月11日	36,768	24,567	65.94	67.66	66.82
	平成21年 8月30日	38,405	26,202	68.59	67.87	68.23
	平成24年12月16日	39,451	21,875	56.39	54.54	55.45
参議院議員選挙 (岐阜県選挙区)	平成16年 7月11日	36,311	18,875	52.01	51.96	51.98
	平成19年 7月29日	37,388	20,463	55.37	54.11	54.73
	平成22年 7月11日	38,700	21,105	55.22	53.87	54.53
	平成25年 7月21日	39,661	18,960	48.85	46.79	47.81

※無投票

(資料:選挙管理委員会)

各種データ

◆みずほバス等の年間利用者数



◆みずほバス等の利用状況

(単位：人)

区 分			平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
年間乗車人数	みずほバス	本田馬場線	26,992	25,947	26,070	25,612	25,500
		牛牧十七条線	13,784	14,321	16,539	16,182	15,291
		鷺田船木線	15,773	15,444	16,090	15,351	14,276
		瑞穂北部線	---	---	---	---	16,137
		計	56,549	55,712	58,699	57,145	71,204
	岐阜バス	穂積リオワールド線	55,263	41,697	30,017	24,812	---
合 計			111,812	97,409	88,716	81,957	71,204
一日当たり乗車人数	みずほバス	本田馬場線	75.3	72.3	72.7	71.4	71.2
		牛牧十七条線	38.4	39.9	46.1	45.1	42.6
		鷺田船木線	43.9	43.1	44.8	42.7	39.8
		瑞穂北部線	---	---	---	---	44.6
		計	157.6	155.3	163.6	159.2	198.2
	岐阜バス	穂積リオワールド線	151.4	114.2	82.2	67.8	---
合 計			309.0	269.5	245.8	227.0	198.2
一台当たり乗車人数	みずほバス	本田馬場線	7.8	7.5	7.6	7.5	7.4
		牛牧十七条線	4.5	4.6	5.8	5.2	4.9
		鷺田船木線	5.0	5.0	5.1	5.7	4.5
		瑞穂北部線	---	---	---	---	7.4
		計	5.8	5.7	6.2	6.1	8.1
	岐阜バス	穂積リオワールド線	10.8	8.2	9.1	7.5	---
合 計			8.3	7.0	7.6	6.8	8.1

※瑞穂北部線は、平成20年度から平成23年度までは、岐阜バス穂積リオワールド線として運行。

(資料：総務課)

◆朝日大学の学生数等の推移

(単位:人)

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学 生 数	2,259	2,398	2,450	2,523	2,543
教 員 数	266	260	260	253	256
職 員 数	695	713	656	637	646

(資料:朝日大学)

◆JR穂積駅の乗車人数(1日平均)の推移

(単位:人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
乗 車 人 数	8,754	8,466	8,421	8,426	8,515

(資料:東海旅客鉄道㈱)

◆樽見鉄道の駅別乗降客数(1日平均)の推移

(単位:人)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
横 屋 駅	86	88	106	86	86
十九条駅	56	56	56	56	56
美江寺駅	58	72	72	72	72
合 計	200	216	234	214	214

(資料:樽見鉄道㈱)

瑞穂市指定文化財

種目	名 称	所在地
建造物	天神神社本殿	居 倉
	武蔵家の水屋	横 屋
彫 刻	聖観世音菩薩像	十 九 条
	重里めぐみ地藏菩薩坐像	重 里
	木造弘法大師坐像	横 屋
	木造聖観音立像及び千鉢仏	中 宮
	薬師如来坐像	田 之 上
	千鉢仏	田 之 上
	石造薬師如来坐像	宮 田
	木造薬師如来立像	中 宮
	円空彫刻像 大日如来坐像	中 宮
	陶磁のごま犬	美 江 寺
	美江寺千手観音像	美 江 寺
	石造観世音菩薩立像及び同阿弥陀佛立像	十 七 条
工芸品	別府細工、18点	別 府
	美江寺千手観音同龕口	美 江 寺
	別府細工、梯子型燭台 2点	宮 田
書 跡	親鸞上人筆十字名号	重 里
	蓮如上人筆六字名号	重 里
	東伏見宮妃周子殿下筆「和宮歌碑文」拓本	宮 田
	蓮如上人筆六号名号	七 崎
	実如上人筆九号名号	七 崎
無形文化財	美江寺観世音のお蚕祭り	美 江 寺
	雅楽の五音社	宮 田
天然記念物	秋葉神社の大イチョウ	穂 積
	ハリヨとその生息池	十七条・十八条
	富有柿の母木	居 倉
	白鳥神社のイチョウ	呂 久
	教泉寺のマキ	田 之 上
	居倉天神社のクス	居 倉
	熊野神社のモチ	十 七 条
	念徳寺のボダイジュ	居 倉

種目	名 称	所在地
史 跡	川崎平右衛門供養塔	十 九 条
	小幡紅園	呂 久
	伊久良河宮跡	居 倉
	美江寺城跡	美 江 寺
	十七条城跡	十 七 条
	旗本青木氏陣屋跡	居 倉
	美江寺一里塚跡	美 江 寺
	自然居士の墓	美 江 寺
	美江寺宿本陣跡	美 江 寺
	山本友左坊の墓	美 江 寺
	瑞光寺句碑群	美 江 寺
	菱野川用水竣工記念句碑	大 月
	土地改良記念公園	重 里
	貫学学校跡	居 倉
	顕名学校跡	横 屋
	杭溪学校跡	呂 久
	麗蒙学校跡	美 江 寺
	月盛学校跡	十 七 条
歴史資料	宝暦治水美濃義士内藤十左衛門生誕の地	重 里
	名和靖生誕の地	重 里
	木食禅開の塔	重 里
	山本友左坊遺品(柱掛)	重 里
	山本友左坊遺品(半)	重 里
古文書	山本友左坊遺品(屏風)	美 江 寺
	和宮親子内親王東下の際の道中履物	宮 田
	教如上人書状	十 七 条
	川崎平右衛門書簡	十 九 条

県指定文化財

種目	名 称	所在地
彫 刻	木造十一面観世音菩薩像	別 府
	木造釈迦如来立像	呂 久
天然記念物	藤九郎ギンナン	只 越

瑞穂市のあゆみ

年 度	主 な で き ご と	年 度	主 な で き ご と
平成15年度	5月 1日 穂積町、祟南町合併、瑞穂市の誕生 6月 1日 市制第1回市長選挙、初代市長に松野幸信氏が当選 7月22日 応募総数1,710点のうち熊本栄司さんの作品が市章に決定 7月27日 総合センターサンシャインホールにて瑞穂市誕生記念式典開催 9月12日 瑞穂市と墨俣町を結ぶ主要地方道北方多度線の犀川大橋が開通	平成21年度	9月 5日 瑞穂市民憲章の制定 9月 6日 みずほ農産物直売所開始 3月 1日 水と緑の回廊づくり開始 3月21日 本田コミュニティーセンター竣工式 7月 1日 別府保育所 地域子育て支援センター業務開始 10月31日 犀川堤外地土地地区固整理事業 換地処分公告と行政界変更
平成16年度	4月 1日 水処理施設アクアパークすなみ、西部複合センター（保健センター）供用開始 4月 1日 生津ふれあい広場完成、面積37,265㎡ 4月11日 市制第1回瑞穂市議会議員選挙、定員20名の市議会議員誕生 5月 1日 みずほバス祟南方面新設・増便 7月10日 市図書館分館（西部複合センター2階）オープン 7月27日 長良川天王川排水樋門完成式、6月11日より供用開始	平成22年度	12月13日 消防団第6分団車庫兼詰所開所式 4月 3日 穂積中学校校舎竣工式 5月31日 牛牧第2保育所増築完成 6月 6日 西小学校グラウンド芝生化 6月20日 生津小学校グラウンド芝生化 11月 1日 保育と学校教育の一元化開始 11月30日 非核・平和都市宣言 3月25日 水防センター完成 3月29日 祟南中学校特別教室棟竣工式 4月 1日 福祉作業所豊住園開所式 4月 3日 消防団第1分団詰所開所式 4月24日 第3回市長選挙、堀孝正氏が当選（6月1日就任）
平成17年度	11月 3日 市の木「桜」、市の花「アジサイ」に決定 3月11日 本田小学校校舎増築 7月11日 県道北方多度線全面開通 9月 1日 瑞穂市役所内サテライトスタジオ完成、FMラジオ放送開始 2月18日 消防団第5分団車庫兼詰所開所式 3月11日 JR穂積駅エレベーター完成 3月27日 古橋水源地竣工式 4月 1日 大月浄水公園完成、面積6,900㎡ 4月 1日 みずほバスターミナル完成、面積2,155㎡ 7月14日 市営土地改良事業・大月地区農村総合整備事業の換地、23ha	平成23年度	6月28日 犀川統合排水機場・新堀川放水路完成式 8月 1日 粗大ごみの有料化スタート 10月22日 祟南中学校増改築完成 10月27日 ぎふ清流国体ボウリング競技リハーサル大会開催 4月 1日 まちづくり基本条例施行 4月 5日 花塚排水機場竣工式 5月28日 下犀川橋開通式典 6月 3日 ぎふ清流大会ボウリング競技リハーサル大会 8月 9日 瑞穂市ピースメッセンジャー 広島へ派遣 8月12日 非核・平和コンサート開催 9月30日 ぎふ清流国体（ボウリング競技）開催 10月14日 ぎふ清流大会（ボウリング競技）開催 1月31日 東京都瑞穂町と防災協定締結 2月16日 第1回議会報告並びに意見交換会開催 4月12日 別府排水機場竣工式 4月28日 瑞穂市生津スポーツ広場竣工式 5月 1日 瑞穂市市制施行10年 5月 6日 瑞穂市合併10周年記念式典開催 みずほ10周年祭開催 5月21日 第1回瑞穂市行政報告会開催
平成18年度	9月 4日 穂積小学校大規模改修 12月23日 消防団第4分団車庫兼詰所開所式 4月22日 第2回市長選挙、2代目市長に堀孝正氏が当選（6月1日就任） 5月 1日 市の人口が50,000人を突破 8月29日 瑞穂市給食センター竣工式、9月1日より供用開始 12月28日 別府保育所竣工式、敷地面積4,438㎡、延床面積3,412㎡ 2月 1日 行政改革による行政組織の改編 4月 1日 瑞穂消防 消防業務について、瑞穂市全域を岐阜市へ委託 瑞穂消防署・瑞穂消防署祟南分署業務開始 4月20日 第2回市議会議員選挙 6月 1日 瑞穂消防署竣工式	平成24年度	
平成19年度		平成25年度	
平成20年度			

瑞穂市民憲章

……市民が主体の住みよいまちづくりを進めるために……

瑞穂市民憲章

わたしたちは 揖斐 長良の清流とともに生き
長い歴史と文化に誇りを持ち 自由で住みよいまちづくりに
力を合わせていくことを ここに誓います

- 1 豊かな水と緑あふれる 美しいまちをつくります
- 1 健康で心がかよう 明るいまちをつくります
- 1 文化が香りスポーツに親しむ さわやかなまちをつくります
- 1 助けあい支えあう 優しいまちをつくります
- 1 夢をはぐくみ希望に満ちた 幸せなまちをつくります



デザインの趣旨

瑞穂市の「M」と「稲穂」を、緑豊かな自然と若々しさの象徴であるグリーンを基調に図案化し、徐々に深い色へと円熟を増していく2本の「稲穂」は、穂積町と祟南町の合併を意味し、「快適で住みよい、活力を生み出す創造都市」として活躍、発展する未来が描かれています。

瑞穂市まちづくり基本条例

(前文)

わたしたちのまち瑞穂市は、西に揖斐川、東に長良川を有し、大小の河川が南北に流れる、豊かな水と緑の美しいまちとして誕生しました。この地は軸中地帯で、過去に幾度となく水害に見舞われました。しかし、先人のたゆまぬ努力により、肥沃で、豊かな農地を生み、住みよいまちとして発展を遂げてきました。古くは、中山道の宿場町として栄え、その面影を訪ねることができます。

今では、鉄道がまちの中央を走り、当市から名古屋まで30分足らずの交通至便なまちです。また、国道21号が東西に、南北には主要地方道北方多度線が縦貫する岐阜県西部の交通要衝の地です。わたしたち瑞穂市民は、文化やスポーツに親しみ、地域との絆を大切に、互いを思いやり、健康で明るく、多様な価値を認め、自由で住みよいまちづくりを進めています。

瑞穂市民一人ひとりが、まちづくりの主役です。わたしたちは、基本的人権を尊重し、将来に魅力がある誰もが住みたくするまちを目指し、市民参画による協働のまちづくりを進めるため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについて、その基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長をはじめとする市の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、わたしたちの暮らし地域等をより良いものとするための取り組みをいいます。
- (2) 市民 市内に居住し、通学し、又は運動する個人及び市内において事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- (3) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 参画 市民が、まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に、責任をもって主体的に参加し、かつ、行動することをいいます。
- (5) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むことをいいます。

(条例の位置付け等)

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本となる基本理念を定めるものです。
2 本市における他の条例、規則等の制定改廃、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定その他の市政の運営に当たっては、この条例との整合を図るものとします。

第2章 まちづくりの基本理念

第4条 本市における市民が主権者であるまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念とします。

- (1) 市民、市議会及び市の執行機関の協働によること。
- (2) 市民一人ひとりの人権が尊重され、かつ、その個性及び能力が十分に発揮されること。
- (3) 市民の自主的かつ自立的な参画及び男女共同参画が保障されること。

第3章 市民の権利及び責務

第5条 市民は、自らの意思と責任において、広くまちづくりに参画します。また、事業を営む市民にあつては、住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めます。

- 2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、及び提案する権利を有するとともに、必要な情報を知ることができます。
- 3 市民は、まちづくりに参画するに当たり、相互に多様な価値観を認め合い、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに努めます。
- 4 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、居住する地域の自治組織に加入し、及び協力しながら活動するよう努めます。

第4章 市議会及び市の執行機関の責務

(市議会の責務)

第6条 市議会は、市政の議決機関として、市民の意思を代表し、かつ、この条例の目的に沿ったまちづくりの実現に寄与します。

- 2 市議会は、保有する情報を積極的に市民に公開し、かつ、議会活動に関する情報を分かりやすく提供し、市民に開かれた議会運営に努めます。
- 3 市議会は、市民の信託を受けた市民の代表であることを認識し、広く市民から意見を求めるよう努めるものとします。

(市長の責務)

第7条 市長は、市政運営の最高責任者として市民の信託に基づき、この条例の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営します。

- 2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明します。

(市の執行機関及び職員の責務)

第8条 市長を除く市の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実な執行及び運営を行い、協働によるまちづくりを推進します。

- 2 市の執行機関の組織は、市民に分かりやすく簡潔で機能的なものであるとともに、市の執行機関の職員(以下「職員」という。))は、常に横断的な連携を図り、総合行政の推進に努めます。

- 3 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、市民と連携し、まちづくりを推進するため、常に自己研鑽などに努めるものとします。

第5章 コミュニティ活動

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自治会等の地域のコミュニティに対する理解を深め、自主的な意思によってまち

づくりに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めます。

- 2 市議会及び市の執行機関は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動の役割を尊重するとともに支援します。

第6章 市政の運営

(行政手続)

第10条 市の執行機関は、市政の運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、適切な処分、行政指導及び届出に関する手続を行います。

(情報の共有)

第11条 市の執行機関は、まちづくりに関する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民に分かりやすく提供するよう努めます。

(情報の公開)

第12条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明性の高い市政の実現を図るため、別に定める条例により、情報の公開を総合的に推進します。

(個人情報の保護)

第13条 市議会及び市の執行機関は、市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により、市の保有する個人情報適正に取り扱います。

(説明及び応答の責任)

第14条 市の執行機関は、市民に対し市政に関する事項を説明する責務を果たさなければなりません。

- 2 市の執行機関は、市政に関する市民の意見、提言等を尊重し、迅速に状況を把握するとともに、これを行政運営に反映するよう努めます。

第7章 参画及び協働

(参画)

第15条 市の執行機関は、市政の運営に当たっては、市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。

- 2 市の執行機関は、市民が参画すること又は参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮します。

(参画の方法)

第16条 市の執行機関は、前条第1項に規定する参画する機会を保障するため、事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。

- (1) 審議会等への委員としての参画
- (2) 公聴会、懇談会等への参画
- (3) ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画
- (4) パブリックコメント(意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見又は情報を考慮して決定する制度をいう。))その他の意見の聴取
- (5) アンケート調査等による意見の聴取
- (6) その他の市長が別に定める市民参画手続

- 2 市長は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを公表します。

(計画の策定等への参画)

第17条 市の執行機関は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び個別行政分野の基本計画の策定等を行うに当たっては、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民がそれらに参画する機会を保障します。

(協働)

第18条 市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手として協働に努め、まちづくりを進めます。

- 2 市議会及び市の執行機関は、前項の協働に努めるに当たり、市民の自主性を尊重します。

- 3 市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。

第8章 国及び他の地方公共団体との連携

第19条 市の執行機関は、まちづくりに関し、共通する課題を解決するため、国及び関係する他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

第9章 住民投票

第20条 市長は、市政に関する重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。

- 2 市民、市議会及び市の執行機関は、住民投票で得た結果を尊重します。
- 3 住民投票を行う場合は、その事案ごとに、投票に付すべき事項、投票資格者、投票の期日、投票の方法、投票結果の公表等を規定した条例を別に定めるものとします。

第10章 まちづくり基本条例推進委員会

第21条 まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。))は、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとします。

- 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとします。

- 3 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。

- 4 前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

第11章 雑則

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。